

日野町監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和5年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月27日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監査場所 令和5年8月22日（火）午前9時00分～午前10時30分
日野町役場 4階 第1委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 農林課
4. 監査対象
主たる監査事項 農林課の分掌する事務全般および次の事業について
○有害鳥獣駆除事業の取組について
○土地改良施設に関する地元要望と対応について
5. 監査手続 令和5年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果 鳥獣被害において特にニホンザルは群れで集落に出没し、農作物のみならず生活被害も見られる。当町に生息するニホンザルの群れは6群であるが、群れを適正な頭数まで捕獲するニホンザルの個体数調整に計画的に取り組み、一定の効果が見られる。次には東桜谷地区・西大路地区に生息する日野D群の個体数調整を検討されている。関係機関や地域住民と一体となって実施されるようお願いしたい。また、同時に集落ぐるみによる獣害対策を推進し、獣害に強い集落づくりにも引き続き支援されたい。
農道、用排水路等の土地改良施設については、経年等に起因する改修等の地元から町への要望がある。町では優先順位を見極め、地元負担も考慮しながら国等の補助事業の活用により改修等が進められている。農業者の減少による諸課題も見受けられるが、引き続き、地元の努力と協力を得ながら要望に応えられるようお願いしたい。また、国庫補助事業は地域計画（人・農地プラン）の策定等の要件があることから農業振興施策と互いに連携して進められたい。
なお、土地改良施設の改修等工事には専門的な知識と技術が必要であり、技術職員の確保・育成を図られたい。